

都道府県・ 政令指定都市名	02 仙台市
------------------	--------

時点:2025年4月1日(特に記述のある場合を除く)

## 問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 ( 室 ) 名	市民局 市民活躍推進部 男女共同参画課
担 当 職 員 数	9 人 (専任 9 人、兼任 0 人)

## 問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	仙台市男女共同参画推進本部
設 置 年 月 日 ( 西暦 )・根 拠	1989年8月28日 根拠: 仙台市男女共同参画推進条例、仙台市男女共同参画推進本部設置要綱
長 の 役 職	市長

## 問3 男女共同参画に関する諮問機関・懇談会等

諮 問 機 關・懇 談 会 等 の 名 称	仙台市男女共同参画推進審議会
設 置 年 月 日 ( 西暦 )	2003年7月1日
構 成 員	13 人 (女性 8 人、男性 5 人)

## 問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間 ( 西暦 )	2021 年 4 月 ~ 2026 年 3 月
名 称	男女共同参画せんたいプラン2021
改定・見直しの予定時期	2026年3月
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	1
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成	

## 問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	仙台市男女共同参画推進条例
	公 布 日(西暦)	2003年3月14日
	施 行 日(西暦)	2003年4月1日
	最 終 改 正 日(西暦)	
	改 正 内 容	
	改正が予定されている場合、改正予定期(西暦):	年 月
無の場合	1. 制定等について検討中	具体的な状況:
	2. 特に検討していない	

## 問6 審議会等委員への女性の登用

目 標 値	調査時点コード	1:2025年4月1日	2:その他(西暦)	2025年3月31日
	(西暦) 年度まで %	2025年度末まで40%以上		
根 拠	男女共同参画せんたいプラン2021(期間:2021年4月1日~2026年3月31日)			
目標設定の対象である審議会等の範囲	1.地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより仙台市が設置する附属機関2.有識者等の意見を聴き、行政運営に反映させることを主な目的として、規則、要綱等により仙台市が設置する協議会等。ただし、次の①~⑥に掲げるものを除く。①職員の研修、教育を主たる活動内容として設置されるもの②広聴を主たる活動内容として設置されるもの③関係機関等との連絡調整を主たる活動内容として設置されるもの④個人や団体の表に係る審議会等を主たる活動内容として設置されるもの⑤イベントの実施や啓発等を主たる活動内容として設置されるもの⑥委員が市職員のみで構成されるもの			
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード 2 審議会等数( 139 )うち女性委員を含む審議会等数( 138 ) 延総委員等数( 1,939 )延女性委員等数( 737 )女性比率( 38.0 )			
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード 2 審議会等数( 71 )うち女性委員を含む審議会等数( 70 ) 延総委員等数( 1,309 )延女性委員等数( 472 )女性比率( 36.1 )			
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード 2 審議会等数( 15 )うち女性委員を含む審議会等数( 15 ) 延総委員等数( 584 )延女性委員等数( 169 )女性比率( 28.9 )			
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード 1 審議会等数( 6 )うち女性委員を含む審議会等数( 5 ) 延総委員等数( 41 )延女性委員等数( 10 )女性比率( 24.4 )			
目標値以外の目標設定	目標設定の対象であるすべての審議会等に女性委員が就任していること(女性委員不在の審議会等がないこと)			
人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	2	有の場合、1. 公表 2. 非公表	
人材名簿が有る場合	掲載人数	人 ( 年 月 現在 )		
女性登用方策	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	1		
そ の 他	委 員 の 公 募(1. 有 2. 無)	1		
	そ の 他	審議会等を新規設置する場合、又は、改選後の女性委員登用率が40%未満となる見込みの場合、審議会等を所管する局長等は、市民局長へ事前協議を行うものとしており、また、女性委員の登用率が40%未満となる場合は、委員委嘱に関する二役説明時や決裁時に、理由及び女性委員の登用に向けた工夫や取組の経過を必ず説明する取扱いとしている。		

## 問7 女性公務員の採用・登用状況

## 問7-1 管理職の在職状況

			調査時点コード	1:2025年4月1日			2:その他(西暦)							
			管理職総数	女性 管理職 の 内 訳										
			(人) (A)=(C+E+G)	うち女性 管理職数 (人) (B)=(D+F+H)	女性比率 (%) (B/A)	部局長相当職			次長相当職			課長相当職		
本庁	計		852	160	18.8	185	18	9.7	0	0		667	142	21.3
	うち一般行政職		458	75	16.4	125	14	11.2	0	0		333	61	18.3
支庁・地方事務所等	計		188	60	31.9	50	8	16.0	0	0		138	52	37.7
	うち一般行政職		159	41	25.8	44	6	13.6	0	0		115	35	30.4
全体	計		1,040	220	21.2	235	26	11.1	0	0		805	194	24.1
	うち一般行政職		617	116	18.8	169	20	11.8	0	0		448	96	21.4
再掲	警察関係		0	0		0	0		0	0		0	0	
	教育委員会		76	11	14.5	14	3	21.4	0	0		62	8	12.9

## 問7-2 職務上の地位別職員在職状況

			調査時点コード	1:2025年4月1日		2:その他(西暦)					
			課長補佐相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)	係長相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)			
本庁	計		0	0		1,281	350	27.3			
	うち一般行政職		0	0		643	181	28.1			
支庁・地方事務所等	計		0	0		307	108	35.2			
	うち一般行政職		0	0		259	67	25.9			
全体	計		0	0		1,588	458	28.8			
	うち一般行政職		0	0		902	248	27.5			
再掲	警察関係		0	0		0	0				
	教育委員会		0	0		235	99	42.1			

## 問7-3 新規昇任者数(2024年4月1日～2025年3月31日)

			課長相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)	課長補佐 課長相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)	係長相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)
本庁	計		89	26	29.2	0	0		133	49	36.8
	うち一般行政職		47	11	23.4	0	0		76	26	34.2
支庁・地方事務所等	計		20	11	55.0	0	0		38	16	42.1
	うち一般行政職		17	9	52.9	0	0		35	13	37.1
全体	計		109	37	33.9	0	0		171	65	38.0
	うち一般行政職		64	20	31.3	0	0		111	39	35.1
再掲	警察関係		0	0		0	0		0	0	
	教育委員会		6	1	16.7	0	0		7	3	42.9

## 問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

勤務成績	昇任試験		昇格試験		部局等の推薦	経験年数	遠隔地での長期研修(4週間以上)	遠隔地での勤務経験	本人の希望	その他		
	面接のみ	面接以外	面接のみ	面接以外								
課長相当職	○				○	◎						
課長補佐相当職												
係長相当職	○	○			○	◎				一次試験:筆記試験、勤務成績、年齢 二次試験:論述試験、面接		

## 問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2024年4月1日～2025年3月31日)

	全受験者数(人)	女性受験者数(人)	女性受験率(%)
昇任試験	807	185	22.9
昇格試験	0	0	0.0

## 問7-6 女性公務員の採用状況(2024年4月1日～2025年3月31日)

	総数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
全 体	446	194	43.5
うち 上級	252	82	32.5
うち 一般行政職	189	70	37.0
うち 上級	152	51	33.6
うち 警察関係	0	0	
うち 上級	0	0	

## 問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

1	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。
---	---

## 問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規則名	仙台市職員旧姓使用取扱要綱
該当部分の条文(本文)	(旧姓を使用できる文書等) 第2条 職員は、次に掲げる事項のいずれにも該当しない文書等でかつ、総務局長が指定するものについて、旧姓を使用することができる。 (1) 法令等の規定に抵触するおそれがあるもの (2) 公権力の行使に当たる行為に関するもの (3) 職員としての身分に関するもので、対外的に使用するもの (4) 職務の遂行又は事務処理において誤解又は混乱を生じさせるおそれがあるもの

## 問7-9: 本庁の防災・危機管理部局への女性職員の配置状況

調査時点コード	1:2025年4月1日	2: その他(西暦)	
---------	-------------	------------	--

防災・危機管理部局職員数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	うち管理職数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
35	7	20.0	9	1	11.1

## 問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	仙台市男女共同参画推進センター	愛称・通称	エル・パーク仙台
設置年月日(西暦)	1987年3月30日	施設形態	2 1. 単独施設 2. 複合施設
所在地等	郵便番号 : 980-8555 住 所 : 宮城県仙台市青葉区一番町4-11-1 141ビル(仙台三越定禅寺通り館)5・6階 電話番号 : 022-268-8300 FAX番号 : 022-268-8304 ホームページ: <a href="https://www.sendai-l.jp">https://www.sendai-l.jp</a>		
管理・運営主体	1. 施設管理 直営(担当部局名: ) <input type="radio"/> 指定管理者(名称: 公益財団法人せんだい男女共同参画財団 ) その他( ) 2. 事業運営 直営(担当部局名: ) <input type="radio"/> 指定管理者(名称: 公益財団法人せんだい男女共同参画財団 ) その他( )		
職 員 数	常勤 (雇用(任用)期間の定めがない職員) 9 人、	非常勤 (雇用(任用)期間の定めがある職員) 12 人	予算額 2025年度 183,270 千円
主な事業  男女共同参画・女性に関するもの	<input type="radio"/> 1. 連携・協働(主な事項: 市民団体との協働事業 ) <input type="radio"/> 2. 広報啓発(主な事項: 情報誌発行、企画展示、ホームページ更新、メール配信 ) <input type="radio"/> 3. 講座(主な事項: 男女共同参画推進講座 ) 4. 相談事業(主な事項: ) 5. 実態把握(主な事項: ) <input type="radio"/> 6. 調査研究(主な事項: 男女共同参画関連統計のデータ収集・分析 ) 7. 國際交流(主な事項: ) <input type="radio"/> 8. 情報収集・提供(主な事項: 資料等の収集・提供 ) 9. 苦情処理(主な事項: ) <input type="radio"/> 10. その他(主な事項: 男女共同参画推進フォーラム、震災・復興の経験の継承 )		
※ 実施しているもの:○			

## 問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置(2件目)

名 称	仙台市男女共同参画推進センター	愛称・通称	エル・ソーラ仙台
設置年月日	(西暦) 2003年5月23日	施設形態	2 1. 単独施設 2. 複合施設
所在地等	郵便番号 : 980-6128 住 所 : 宮城県仙台市青葉区中央1-3-1 アエル28階・29階 電話番号 : 022-268-8041 FAX番号 : 022-268-8045 ホームページ: <a href="https://www.sendai-l.jp">https://www.sendai-l.jp</a>		
管理・運営主体	1. 施設管理 直営(担当部局名: ) <input type="radio"/> 指定管理者(名称: 公益財団法人せんだい男女共同参画財団 ) その他( ) 2. 事業運営 直営(担当部局名: ) <input type="radio"/> 指定管理者(名称: 公益財団法人せんだい男女共同参画財団 ) その他( )		
職 員 数	常勤 (雇用(任用)期間の定めがない職員) 11 人、	非常勤 (雇用(任用)期間の定めがある職員) 10 人	予算額 2025年度 190,377 千円
主な事業  男女共同参画・女性に関するもの	<input type="radio"/> 1. 連携・協働(主な事項: 市民団体との協働事業 ) <input type="radio"/> 2. 広報啓発(主な事項: 情報誌発行、企画展示、ホームページ更新、メール配信 ) <input type="radio"/> 3. 講座(主な事項: 男女共同参画推進講座 ) 4. 相談事業(主な事項: 一般相談、法律相談、就業自立相談 ) 5. 実態把握(主な事項: ) <input type="radio"/> 6. 調査研究(主な事項: 男女共同参画関連統計のデータ収集・分析 ) 7. 國際交流(主な事項: ) <input type="radio"/> 8. 情報収集・提供(主な事項: 資料等の収集・提供 ) 9. 苦情処理(主な事項: 性別による差別などに関する相談 ) <input type="radio"/> 10. その他(主な事項: 男女共同参画推進フォーラム、震災・復興の経験の継承 )		
※ 実施しているもの:○			

## 問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称	公益財団法人せんだい男女共同参画財団	基金・基本財産額	200,579 千円
設置年月日(西暦)	2001年4月1日	出資者	仙台市

## 2つある場合

名 称		基金・基本財産額	千円
設置年月日(西暦)		出資者	

## 問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	2	1. 有 問10-2 2. 無 名称等:	加盟団体数	
			会員数	
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	1	1. 有 2. 無		
問10-4 活動内容 ※ 実施しているもの:○		1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 ○ 4. その他 〔 内容: 各種相談会の開催、困難を抱える女性への支援を行う民間団体等への支援補助 〕		

## 問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの:○

1. 担当者連絡会議の開催
2. 市区町村職員研修会の開催
3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催
4. 関係情報の収集提供
5. 審議会等女性登用の働きかけ
6. 補助金等の交付 〔 名称 : 概要 : 〕
7. その他 〔 内容 : 〕

## 問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:○

## 男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

○ 1. 職員向けに、男女共同参画・女性問題をテーマとした講演会、研修会等を実施
○ 2. 職員研修のプログラムの一部に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
○ 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣
4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

## 女性職員の研修受講への配慮

○ 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施
2. 研修受講職員の男女比を配慮
3. その他 〔 内容: 〕

## 問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事項	2024年度予算 (千円)	2025年度予算 (千円)	備考
関係予算総額(施設整備費を除く)	711,491	758,749	
上記関係予算が一般会計予算総額 に占める割合	0.11 %	0.11 %	一般会計予算総額: 675,675,000千円
男女共同参画・女性のための施設整備費	719,627	0	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況		※該当するもの:○	項目の設定
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定		○
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定		
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定		○
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)		○
(1)	指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達		
(2)	清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定		
(3)	指定管理者公募選定における評価項目の設定		○
(4)	プロポーザル方式における評価項目の設定		
(5)	その他(内容: )		

↓ (具体的に実施している内容:○)

具体的な項目	問14-1 1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-2 2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-3 3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の項目の設定	問14-4 4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
①「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得	○	○		
②女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○			○
③次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○			○
④地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得				
⑤役員に占める女性割合に関する項目				
⑥管理職に占める女性割合に関する項目				
⑦役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)				
⑧仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)				
⑨ノーギャラの設定など労働時間縮減に向けた取組				
⑩短時間正社員制度の導入				
⑪男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
⑫ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)				
⑬その他				○

#### 問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

選定等の基準	企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)	企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
		2	2
1	女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得		
2	女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)		
3	役員に占める女性割合に関する項目		
4	管理職に占める女性割合に関する項目		
5	役員や管理職への女性の登用促進のための取組		
6	その他「登用促進等」に関する項目		
7	仕事と育児・介護を両立するための取組		
8	ノーギャラの設定など労働時間縮減に向けた取組		
9	短時間正社員制度の導入		
10	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組		
11	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1,2を除く)		
12	その他		

→ 「企業の登録・認定・認証制度」の具体的な名称	
→ 「企業の表彰制度」の具体的な名称	

#### 問16 地域における女性活躍推進連携体制の構成状況

1 ある	1	→ 女性活躍推進法第27条の「協議会」の具体的な名称 仙台市働く女性の活躍推進協議会
2 現在はないが、今後検討する		

#### 問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	2 1. 有 2. 無	問17-1 名 称	
問17-1 公表周期	1. 定期 2. 不定期 0	定期の場合 年毎	
公表主体 (※ 該当するもの:○)	1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ( )		

## 問18-1 2025年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参 加 予 定 者 数	時 期
1. 広報啓発 ・ ストップ ! DVキャンペーン	国の定める「女性に対する暴力をなくす運動期間」(毎年11月12日～25日)にあわせ、各種啓発事業を集中して実施		令和7年10月下旬～11月
2. 表彰			
3. 講座 ・ ①性暴力被害者支援スキルアップ講座 ・ ②DV・性暴力被害者支援市民講座 ・ ③男性向け家事育児等啓発講座	①性暴力被害者に対し適切なケアとサポートができるよう専門的な知識やスキル、支援の姿勢を身に付けるための支援者養成講座を全5回実施  ②DV及び性暴力被害の防止啓発及び被害者支援を目的とした市民講座を全2回実施  ③父親の育児等への参加を促進するとともに、職場内の育児等への理解を広めることにより、育児等と仕事を両立できる職場環境への変化を促すことを目的とした出前講座を全3回実施	①各回30名程度  ②各回80名程度  ③各回6名程度	①令和7年6月～10月  ②令和7年11月、令和8年2月  ③令和7年6月6日～令和8年3月31日
4. 相談事業 ・ ①性の多様性に関する居場所づくり事業 ・ ②仙台市配偶者暴力相談支援センター事業 ・ ③女性相談 ・ ④男性のための電話相談 ・ ⑤出張型相談事業	①社会的偏見や差別に悩む性の多様性の方などが安心して過ごせる居場所づくり事業を実施。また、その中で性の多様性に関する相談対応を実施  ②配偶者暴力相談支援センターの機能を担う府内及び関係機関の連携により、DVに関する相談やDV被害者の自立に向けた支援を実施 ③仙台市男女共同参画推進センター(エル・ソーラ仙台)において、夫婦・男女の問題・家族・人間関係・DVなど女性が抱える様々な悩みに関する相談に女性相談員が応じる事業(電話及び面接)を実施 ④生き方や働き方、人間関係等の悩みに男性の相談員が対応する相談ダイヤルを設置  ⑤公的機関等に相談に来ることが難しい人を対象とした出張相談を2回実施	①令和7年4月～令和8年3月 原則毎月第4土曜日13:30～17:30  ②通年  ③通年  ④毎月第2・4金曜日(祝日除く)12:00～17:00  ⑤令和7年8月29日17:00～20:30、令和8年1月31日13:00～16:30	
5. 情報収集・提供			
6. 苦情処理 ・ 性別による差別などに関する相談	男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害及び市が実施する施策などについての相談や要望・苦情に対する相談窓口を設置		通年
7. 交流促進 ・ 働く女性の交流会	働く女性を対象に、啓発セミナー及び異業種ネットワーク構築を目的とした交流会を実施	60名程度	令和8年1月
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・ 民間シェルター入所者支援等事業補助金の交付	仙台市内において、DV被害者向け民間シェルターを運営しているNPO法人に対し、補助金を交付		通年
9. 国際交流・海外派遣事業			
10. 調査研究			
11. その他			

## 問19 都道府県議会の議員の両立支援体制等に関する調査(2025年7月1日)

議会名	仙台市議会	
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。  2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。  3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。  4. 期間の定めはない。	
【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。		4
出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	
規定名		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり 2. なし 3. その他( )	2
規定名		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		
議会の欠席事由として、明記した規定の有無		
配偶者の出産	1	
育児	1	
家族の看護	1	
家族の介護	1	
疾病	1	
その他		
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	4
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	
議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	3
行っている取組 ※実施しているもの:○	1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 3. その他( )	
規則名		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		
ハラスメント防止に関する議員向け研修	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	3
当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	2
規則名		
条文本文		
政治分野の男女共同参画のために実施していること		

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割の明確な位置付け

1	1. 位置付けられた規定がある。 2. 位置付けられていない。 3. その他(不明等)〔	〕	
	計画、指針名	市民局防災実施計画	
	該当部分の規定	市民局が実施する主な非常時優先業務は以下のとおりである。(中略)仙台市男女共同参画推進センター内に、女性支援センターを設置して女性相談を実施するとともに、同センターを運営する公益財団法人せんだい男女共同参画財団と共に、被災女性のニーズの把握に努め、NPO団体等との連携を図りながら、必要な対応を行う。	

2025年度調査より以下の設問(問21～問24)が新設されました

問21 災害対策本部への女性職員の配置状況

本部員の総数 (本部長を含む)	28 人	うち女性数	3 人	女性比率	10.7 %
--------------------	------	-------	-----	------	--------

問22 本庁職員(防災・危機管理担当部局、男女共同参画担当部局に限らず庁内全職員)に対する男女共同参画の視点からの  
防災・復興をテーマにした研修の実施状況

1	1. 実施している 2. 実施していない
---	-------------------------

問23 男女共同参画センターの設置根拠

※問8で「1. 有」と回答された場合、本設問にご回答ください。

(「男女共同参画・女性のための総合的な施設」の設置がされていない場合は、本設問への回答は不要です。)

1	1. 条例 2. 条例以外(要綱など)〔	〕
---	-------------------------	---

問24 これまで独立行政法人 国立女性教育会館(NWEC)主催の研修に参加するなど、業務上の関わりはありましたか。

1	1. あり 2. なし
---	----------------

調査時点コード: 

1. 2025年4月1日 2. その他(西暦)( 2025年3月31日 )

## 問31 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならぬ審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていないものには番号の前の欄に×を記入してください)	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	市町村防災会議(会長を含む)	43	8	18.6	
	市町村防災会議(委員のみ)	42	7	16.7	
2	民生委員推薦会	14	3	21.4	
3	国民健康保険事業の運営に関する協議会	23	7	30.4	
4	地方社会福祉審議会	56	19	33.9	
5	土地利用審査会	5	2	40.0	
6	障害者に関する審議会その他の合議制の機関	20	9	45.0	
×	7 公害健康被害認定審査会				
×	8 地方港湾審議会				
×	9 土地区画整理審議会				
10	建築審査会	7	4	57.1	
11	開発審査会	7	2	28.6	
12	市町村都市計画審議会	20	4	20.0	
13	介護認定審査会	270	85	31.5	
14	精神医療審査会	25	4	16.0	
15	市町村国民保護協議会	44	7	15.9	
×	16 地方独立行政法人評価委員会				
17	感染症診査協議会	12	2	16.7	
×	18 市街地再開発審査会				
19	障害支援区分審査会	35	10	28.6	
×	20 児童福祉審議会				
21	行政不服審査会	3	3	100.0	
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
合 計		584	169	28.9	
女性委員0の審議会数		0			

## 問32 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数等

	委員会等名	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	教育委員会	6	3	50.0	
2	選挙管理委員会	4	1	25.0	
3	人事委員会又は公平委員会	2	1	50.0	
4	監査委員	4	0	0.0	
5	農業委員会	19	3	15.8	
6	固定資産評価審査委員会	6	2	33.3	
合 計		41	10	24.4	
女性委員0の委員会数		1			